

和泉市建築基準法施行条例第65条 (物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係) について

大規模物品販売店舗の接道に関する条例の解説

(物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

第65条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に物品販売業を営む店舗の用途に供する2以上の建築物がある場合においては、当該用途に供する部分の床面積の合計)が3,000平方メートル以上のものの敷地は、第62条の規定にかかわらず、2以上の道路(そのうちの1の道路は、幅員6メートル以上のものとする。)にそれぞれ4メートル以上避難上及び通行の安全上有効に接しなければならない。ただし、当該敷地が幅員6メートル以上の道路にその周囲の長さの3分の1以上避難上及び通行の安全上有効に接している場合は、この限りでない。

本市では、大規模集客施設となる物品販売店舗の敷地について、避難及び通行の安全を確保するため、和泉市建築基準法施行条例で接道長さに関する制限を付加しておりました。この度、制限の本来の目的を達せしめるため、接道の方法について明文化しました。

※「避難上及び通行の安全上有効に」接している敷地の状況について、下記の図解解説を参照してください。

※図解解説

